

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から同年8月1日まで

私は、昭和34年1月から50年7月までA社に継続して勤務していたが、同社B支店へ転勤したときの厚生年金保険の加入記録が漏れているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びA社への照会に対する回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社から提出された人事記録によると、申立人は、申立期間当時、同社B営業所に勤務していたことが確認できるものの、同社B支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年8月1日であり、同僚の供述及び厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、同社同支店が適用事業所となる前は、同社本社で厚生年金保険に加入させていたと認められることから、同年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥

当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月28日から同年11月1日まで

私は、昭和49年3月から50年5月までの期間、A社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が漏れているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社への照会に対する回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和49年11月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和49年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行

ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 57 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 57 年 4 月まで

申立期間の国民年金保険料は、当時居住していたA市及びB市の市役所から送付された納付書に現金を添えて、毎月金融機関の窓口で納付していた。申立期間が未納期間とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 6 月にA市へ転入後、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、具体的な加入手続の時期や手続の方法を記憶しておらず、申立人の記憶は定かではない上、申立期間当時、申立人と同居していた夫は、保険料の納付に関与しておらず、当時の具体的な状況を確認することができない。

また、オンライン記録において、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人が、申立期間のうち昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月まで居住していたA市及び 52 年 4 月から 57 年 3 月まで居住していたB市においても、申立人の国民年金の加入記録は確認できないことから、申立期間は未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、市役所から送付された納付書に現金を添えて、金融機関の窓口で納付したと主張しているが、申立人が、申立期間当時、保険料を納付したとする上述の2市では、いずれも同金融機関を国民年金保険料の収納代理金融機関に指定しておらず、申立期間に係る保険料を同金融機関で現年度納付することはできない。

加えて、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によれば、申立人は、

昭和 57 年 5 月 * 日に C 市で国民年金に任意加入し、その同日に 57 年 5 月から 58 年 3 月までの保険料をまとめて納付していることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、この頃に申立人へ払い出されたことが推認でき、当該任意加入時点において、申立期間は、任意加入対象被保険者の未加入期間として管理されていたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 7 日から 48 年 3 月 1 日まで

私は、A社に昭和 47 年 3 月から 48 年 2 月まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社に対し申立期間に係る申立人の勤務実態等について照会したところ、「厚生年金基金以外の関連資料が無く、詳細については不明。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人の厚生年金基金の加入記録は、社会保険事務所（当時）の記録と同様に昭和 47 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 5 月 7 日に被保険者資格を喪失したとされている。

さらに、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶しておらず、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者に照会したものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1393 (事案 1143 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月から 5 年 9 月まで

申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、申立期間の給与額は前年と同様に 53 万円くらいだったと記憶しているので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたA社B事業所の後継事業所であるC社では、「本社一括適用に移行する平成 18 年 9 月までは、当方で試算した金額と社会保険事務所(当時)からの納入告知額とを毎月突き合わせしており、届出誤りや控除誤りは考え難く、国で管理している記録で間違いない。」と回答していること、ii) A社B事業所に係るオンライン記録において、申立人と同時期(昭和 32 年 3 月から 34 年 12 月まで)に厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、申立期間当ても厚生年金保険に加入していることが確認できる 70 人の記録を調査したところ、申立人と同様に、申立期間における標準報酬月額が前年から下がっている者が 47 人確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり下がったという事情は見当たらないこと、iii) オンライン記録において、申立人の標準報酬月額等が遡って訂正された形跡は無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 12 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は前回の審議結果に納得できないとしているが、保険料控除を示す新たな資料の提出は無く、周辺事情も見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこと

から、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。